

資料 3

令和元年8月9日

各 所 属 長 様

(各所属人権行政推進本部員様)

大 阪 市 長

(大阪市人権行政推進本部長)

差別落書き事象（器物損壊）について（通知）

本市においては、「人権尊重の社会づくり条例」を制定し、差別のない人権が尊重される社会の実現に向け、広く市民の皆様に向けて様々な取組を進めてきているところである。

また、職員に対しては、様々な機会を通じて同和問題（部落差別）をはじめとするあらゆる人権課題について人権問題研修を実施することにより、職員の理解を深め、人権意識の向上に取り組んできた。

しかしながら、平成31年3月、公共交通機関の施設内において、本市職員が同和問題（部落差別）に関する差別的な内容の落書き（器物損壊）を行ったという事案が警察の捜査により発覚し、現在、大阪地方検察庁に書類送検されている状況である。

こうした非違行為は到底看過できず、今一度、ひとりの行為が本市の人権行政ひいては市政全体に対する信頼をも傷付けるということを全職員が認識するとともに、職員は率先して人権行政を推進していくべき立場であるとの自覚をもって、断固たる姿勢で職員による差別事象の根絶に取り組んでいかなければならない。

今後、実施予定である人権問題管理者層研修や全職員を対象としたe-ラーニングを活用した人権問題研修などを通じて同和問題（部落差別）についての一層の理解を図るとともに、各所属で実施される人権問題研修などを通じて再発防止についての周知徹底を図ってもらいたい。

各所属においては、人権を侵害するような行為を許さないという視点を常に持ち、こうしたことを二度と発生させないという強い決意のもと、指導を徹底するよう指示するものである。